

新型コロナウイルス感染症に関する支援策

新型コロナウイルス感染症による影響で、収入が減少した世帯や低所得の子育て世帯などに給付金を支給します。

※申請方法や申請期限などの詳細は市ホームページ（各QR）へ

●住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯10万円）

住民税非課税世帯 ※対象世帯には確認書を送付

対象 令和4年6月1日時点で、世帯全員が令和4年度分住民税が非課税であり、令和3年度に本給付金を受け取っていない世帯

家計急変世帯

対象 令和4年度分住民税が課税世帯であるが、新型コロナウイルス感染症の影響で、令和4年1月以降の収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当になった世帯

問合せ 市コールセンター ☎ 06 (6170) 2763 へ



△市ホームページ

●低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（1人一律5万円）

ひとり親世帯分

対象 次のいずれかに該当する人 ※②③は要申請

- ①令和4年4月分の児童扶養手当受給者
- ②児童扶養手当の所得要件を満たしているが、公的年金の受給により同手当を受給していない人
- ③所得超過により児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、同手当の所得要件を満たすと認められる人



△市ホームページ

その他世帯分

対象 次のいずれかに該当する人 ※②は要申請

- ①令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、令和4年度の住民税非課税者
- ②①以外で令和4年3月31日時点で、18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育する父母などで、令和4年度住民税が非課税または新型コロナウイルス感染症の影響で収入が急変し、住民税非課税相当になった人



△市ホームページ

7月1日(金) 午前9時半から せつつ電子図書館 がはじまります

問合せ 生涯学習課へ

電子図書館サービスとは、インターネットにつないだパソコン、スマートフォン、タブレットを使って、デジタルで作成した電子書籍を紙の本と同じように検索・貸出・返却・閲覧できるサービスです。文字の大きさを変更することや、読み上げ機能を使って音声で図書を楽しむこともできます。

- ※利用には図書貸出券の登録が必要
- ※コンテンツや端末により利用できない機能あり
- ※コピーや印刷は不可

図書貸出券の登録

住所や氏名が確認できるもの（保険証、免許証など）を持参し、市民図書館または鳥飼図書センターへ



せつつ電子図書館

図書館での調べものや電子書籍の閲覧に

無線 LAN サービスも開始

同日から市民図書館、鳥飼図書センター館内で公衆無線 LAN が利用可能に！

※詳しい利用方法は市民図書館、鳥飼図書センター館内の掲示ポスターをご覧ください



電子図書館を体験しよう

◆市民図書館

- 7月1日(金)午後0時～4時
- 7月2日(土)午後2時～5時

◆鳥飼図書センター

- 7月3日(日)午後2時～5時

